

**令和 6 年 1 月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議 事 録**

**令和 6 年 1 月 1 9 日開会**

**丸亀市農業委員会**

令和 6 年 1 月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年1月19日（金）午前 9時30分～午前10時20分

開催場所 丸亀市役所2階 201・202会議室

出席委員 43人

農業委員 14人

1 大西 貴久	2 田中 浩信		4 内田 久夫
5 平山 康生	6 和泉 弘美	7 山根 三枝子	8 富田 等
9 牛田 均	10 小松 和貴子	11 竹内 章雄	
13 竹田 久義	14 松永 哲夫	15 尾崎 義美	16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 29人

1 元木 繁雄	2 西山 孝	3 廣瀬 義文	4 一本松 学
5 齊藤 純子	6 坂井 清照	7 守家 祥司	8 戸張 正典
9 宮前 千代秋	10 山口 好則	11 須藤 誠一	12 大西 総
13 大野 忠志	14 高木 久義	15 田羅間 勳	16 横山 隆一
17 田中 正隆	18 宮武 俊博	19 喜來 聖則	20 新居 勉
21 山本 清秀	22 深井 正隆	23 佐藤 久男	24 竹林 隆
25 古竹 義弘	26 村山 雅美	27 徳永 善史	28 竹林 俊一
	30 三谷 孝治		

欠席委員 3人

農業委員 2人

3 尾野 弘季 12 松永 哲之

農地利用最適化推進委員 1人

29 山本 敏一

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 谷本 孝二  
事務局次長 大西 良明  
主 査 岩崎 正英

## その他の出席者

な し

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. その他

### 報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第5号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

### 報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について  
報告第3号 許可申請の取下願について

●事務局長（谷本孝二君）

皆さんおはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまから令和6年1月の農業委員会定例総会を開会させていただきます。

開催の前に、本日机の上にお配りしております資料の確認です。

次第と農政情報の2種類です。

あと、2月の研修に参加される方には、クリップ止めの資料があります。

総会の方を始めさせていただきます。

議事進行につきましては、松永会長の方でよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

改めまして、おはようございます。

令和6年最初の定例総会でございます。

本来は、おめでとうございませうと何度も申し上げないといけないのですが、今年年初からいろんな事故なり事件が起きております。能登半島では、いまだに苦勞されている方が多いと思ひますし、丸亀市でもいろいろ支援に行かれてございます。我々としてもできることからまた援助できればと思ひております。

また、羽田空港の事故等、今年辰年は、いろんな事件があるようでございますけれども、農業委員会にとって良い年になるように思ひております。

本日も議案がたくさんございますので、よろしくご審議の方お願いいたします。

なお、後で事務局の方もお話があろうかと思ひますが、2点ほど皆さんにお願いしたいと思ひます。

1つは、我々農業委員、推進委員の活動記録でございます。

私も人のこと言えないのですが、年末にまとめ出しをしたような状況ですが、これは農業委員、推進委員の1つの活動として、いわゆる農業委員会の見える化という中で、どういうことをやっているのかという成果出ますので、ぜひ皆さん、ご面倒ですけれども日頃活動をチェックされて、定例総会とかいろいろな研修等に参加されるときに提出をお願いしたいと思ひます。

年末までの活動も整理できておれば事務局に提出をお願いしたいと思ひますし、最終的には年度末にとりまとめるようでございますので、丸亀市の実績として、提出できればと思ひております。

ちなみに前期の委員さんと継続の委員さんについては、大体月6日分全部出されています。今期、新たに委員になられた方、私も含めてたくさんいると思ひますけれども、内容等で書きにくい点等ございましたら、事務局へ相談されまして、提出をよろしくお願いしたいと思ひます。

もう1点は、農業新聞についてですが、お申し込みいただいてなかなか手元に来ないでないかという声も聞いております。

まだ、数名の委員の方が申し込みできていない状況であると事務局から伺っております。委員全員の方の購読をお願いしたいので、まだ申込みができていない委員の方は、早期に申し込んでいただきたいと思います。

今年度もあと3ヶ月ですが、今年1年どうぞよろしく申し上げます。

それでは、定例総会に入らせていただきます。

本日の出席委員は14名です。

過半数の方が出席されていますので、総会は成立しておりますことを報告いたします。

本日の議事録署名人は、13番の竹田委員さんと15番の尾崎委員さんをお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思いますが、今月の農政に関する議題は特にないようです。その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。

今月25日に香川県の農地最適利用推進大会のご案内をさせていただいておりました。7名の委員さんが出席されるように報告を受けております。

会議は、13時30分からアイレックスの大ホールでの開催となっております。

受付は、13時からとなっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。

報告1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

定例農家相談の開催結果についてご報告します。次第の裏面をご覧ください。

飯山市民総合センター開催分につきましては、12月27日水曜日に尾崎委員の担当で、本庁開催分につきましては、令和6年1月5日金曜日、和泉委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分につきましては、1月10日金曜日、小松委

員の担当で、午前9時から午前11時まで行い、綾歌市民総合センター開催時に1件の相談がありました。

相談内容については、高齢で農業が出来ず、年に2回シルバー人材センターに依頼して、草刈りを依頼しているということで、農地を借受けしてもらえる方を探して欲しいというような内容でございましたので、農地機構への登録をご案内させていただいております。

次回の農家相談につきましては、飯山市民総合センター開催分につきましては、1月29日月曜日、竹田委員の担当で、市役所本庁開催分につきましては、2月5日月曜日、山根委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分は2月13日火曜日、竹内副会長の担当で、それぞれ午前9時から午前11時までの受付となっております。農家相談の手引きをお持ちになって、相談会に出席ください。

よろしく申し上げます。以上です。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようです。その他報告事項は、ありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告を終わります。

続いて農地に関する議題に移りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

報告事項といたしまして、

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第3号 許可申請の取下願について

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。

位置図と一緒にご審議よろしくお願いたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は6件です。

1番、新田町・・・面積1,272㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、山北町・・・面積1,606㎡【議案読み上げ】

この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。

申請地で水稲を作付けする計画が提出されています。

3番、山北町・・・面積1,359㎡【議案読み上げ】

この案件は、2番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4番、郡家町・・・面積581㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稲を作付けする計画が提出されています。

5番、垂水町・・・面積508㎡【議案読み上げ】

2ページにかけてになりますが、この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

6 番、綾歌町岡田東・・・面積 8,357 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人がこれまで譲受人に貸し付けていた当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上 6 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●農業委員（竹田久義君）

13 番竹田です。

6 番目の案件ですが、譲受人の・・・さんは、今回の申請地に隣接する飯山町などで随分と経営面積を増やしている。市外の方なので、水管理に苦慮されているようで、田への水入れについても仕掛けたらそのまま放置しているようなことを周辺の方より伺っています。今回もかなりの農地を購入する計画なので、労働力が足りずに従来の水管理ができるのか心配である。

●事務局（岩崎正英君）

これからそういう面も留意して、また、管理耕作が不適當であれば指導等も含めて、見守っていきたいと思います。

●農業委員（竹田久義君）

周辺の農業者の意見を聞いていただけるとのことですか。

●事務局（岩崎正英君）

必要があればそういうことも含めて、周辺と調和しながら耕作することも考えていく必要があると思います。

●農業委員（竹田久義君）

はい、よろしくお願いします。

●推進委員（宮武俊博君）

この農地については、香川用水の一番下になる。仁池のすぐ隣の農地で、水の管理については、周辺の農業者に迷惑はかけていない。

●農業委員（竹田久義君）

その地域のほかの農業者に影響はないのか。

●推進委員（宮武俊博君）

ここの農地については、現在も譲受者が耕作されており、大丈夫です。

●会長（松永哲夫君）

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から6番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について6件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

3ページをお開きください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は5件です。

1番、津森町・・・面積 1.92 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、昭和43年頃に造成し、現在まで道路の一部として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知らなかった申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き道路として利用するものです。

申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ第3種農地に区分されます。

2番、田村町・・・面積79.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和45年頃に造成し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知らなかった申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、前塩屋町二丁目・・・面積221.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成元年頃に造成し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知らなかった申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、綾歌町岡田下・・・面積367.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸家1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、公益的施設が高度に整備されている地域として、第3種農地に区分されます。

4ページをお開きください

5番、飯山町東坂元・・・面積256.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、令和3年頃に造成し、現在まで駐車場として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知らなかった申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き駐車場として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上5件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から5番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請5件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

5ページをお開きください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は10件です。

1番、津森町・・・面積 905.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。  
申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ第3種農地に区分されます。

2番、田村町・・・面積 499.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、田村町・・・面積 737.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。  
申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、柞原町・・・面積 2,028.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

6ページにかけてになりますがこの案件は、所有権移転売買を行い、貸事業所1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、飯野町東分・・・面積 1,115.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置き場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、垂水町・・・面積 352.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページを開きください。

7番、土器町東三丁目・・・面積 2,306.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲7区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されず。

8番、綾歌町岡田東・・・面積 343.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯山町東坂元・・・面積 489.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。

なお、申請地の一部において、既に造成し駐車場として利用していますが、今回の申請をもって無断転用の解消を図るものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

10番、飯山町東坂元・・・面積 5,310.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、申請地から花崗土採取後、農業用地の造成を行うものです。地権者からは農地復元に係る誓約書の提出があります。

申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分され、令和9年2月末まで3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

以上10件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支

障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。

ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

●農業委員（竹田久義君）

10番目の案件ですが、花崗土を取るために、使用貸借権を設定するというところで、5条申請というのが分かりにくいのですが、教えてもらえませんか。

●事務局長（谷本孝二君）

土地の所有者と花崗土をとる会社、今回の場合は、土地の所有者が会社の代表者ですが、花崗土をとる期間、使用貸借権を結んで花崗土を取るために申請農地を使用するということになります。

今回の場合のように花崗土を取った会社が、花崗土を販売するため、会社の事業として利用することになるので、一時転用として農地法5条申請の対象になります。

●会長（松永哲夫君）

竹田委員よろしいですか。

●農業委員（竹田久義君）

はい。

●会長（松永哲夫君）

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から10番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請10件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、9ページをお開きください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定についてです。

9ページから37ページにかけて記載しています。

申請件数はあわせて53件、筆数134筆、面積131,011.75㎡

詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第4号農用地利用集積計画の決定について、53件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

続きまして、議案第5号許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは38ページをお開きください。

議案第5号許可後の事業計画変更申請についてです。

案件は1件です。

1番、綾歌町栗熊東、富熊・・・面積39,261.67㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年2月21日、申請地で花崗土採取後農地造成を行う計画で、農地法5条の一時転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により、このたび・・・が権利を承継し、事業を行う変更申請が提出されました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第5号許可後の事業計画変更申請について整理番号1番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、  
報告第3号 許可申請の取下願については、  
一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは41ページをお開きください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

報告は5件です。

1番、金倉町・・・面積1,201.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成13年3月30日、相続により農地を取得したものです。  
委員会による斡旋等の希望はございません。

2番、川西町南・・・面積1,662.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年1月14日、相続により農地を取得したものです。  
委員会による斡旋等の希望はございません。

3番、川西町南・・・面積766.00㎡【議案読み上げ】

42ページにかけてになりますが、この案件は、令和5年1月14日、相続により農地を取得したものです。

委員会による斡旋等の希望はございません。

4 番、綾歌町岡田東・・・面積 289.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和5年9月22日、相続により農地を取得したものです。  
委員会による斡旋等の希望はございません。

5 番、綾歌町岡田西・・・面積 4,579.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和3年6月7日、相続により農地を取得したものです。  
委員会による斡旋等の希望はございません。

それでは43ページをお開きください。

報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知確認についてです。

報告は6件です。

1 番、新田町・・・面積 1,272.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、借人に売却するため離作補償なく合意解約するものです。

なお議案1号1番で説明したとおりです。

2 番、郡家町・・・面積 576.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

44ページをお開きください。

3 番、原田町・・・面積 435.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、転用ため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4 番、綾歌町栗熊東・・・面積 1,282.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、自作ため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

45ページをお開きください。

5 番、綾歌町富熊・・・面積 2,927.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

6 番、飯山町東小川・・・面積 846.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

それでは46ページをお開きください。

報告第3号許可申請の取下願についてです。

報告は1件です。

1 番、飯山町下法軍寺・・・面積 424.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、申請地に宅地分譲の造成整備する計画で、令和5年12月第66

号議案で、農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画変更のため、許可申請の取下願があったものです。

報告は、以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項を終わります。

以上で、1 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 20 分終了）